

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨  
議事録

HP版議事録

(整理番号0788)

本審議会 第444回

令和3年10月28日 公開

開催日時	令和3年10月28日(木)	14時55分～15時12分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 特定最低賃金改正決定の審議結果について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻より前ではございますが、本日まで出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名の合計13名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ただいまから、第444回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>会長をお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>よろしく願ひいたします。</p> <p>はい。会議次第にしたがいまして、議事に入らせていただきます。最初に、特定最低賃金改正決定の審議結果につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。特定最低賃金の各専門部会の審議経過及び結果につきまして、ご報告申し上げます。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>記載のと通りの日程で、鉄鋼、機械、電気及び輸送の専門部会が開催され、各専門部会では、はじめに労使委員の皆様がそれぞれの立場でご意見を述べられ、その後は労使が歩み寄りつつご審議をいただきました。</p> <p>その結果、鉄鋼、機械、電気、及び輸送の4業種すべての専門部会において、「25円」の引上げが全会一致で議決されたところでございます。</p> <p>資料2が各専門部会の報告書及び答申文の写しでございます。</p> <p>報告書と答申文は、内容が同じでございます。代表して鉄鋼専門部会報告書を読み上げさせていただきます。</p> <p>なお、その他の専門部会の報告書につきましては、別紙の時間額のみ読み上げさせていただき、ご報告とさせていただきたく存じます。よろしく願ひいたします。</p> <p>それでは、鉄鋼の専門部会の報告書を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【報告書 朗読】</p>
<p>事務局</p>	<p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から各専門部会の審議結果の報告がございました。</p> <p>4業種の専門部会を代表して、私から所感を述べさせていただければと存じます。</p> <p>特定最低賃金の改正にあたりましては、労使委員の先生方のイニシアティブを十分に発揮され、それぞれの専門部会で誠心誠意、真剣に話し合ってくださいました。</p> <p>その結果、すべての専門部会において、全会一致で議決されたことは、我々公益委員といたしましても、深く感謝しているところ</p>

	<p>でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、委員の先生方で、感想も含め、ご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>労働者側委員の先生から、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。労側委員の■■■■より発言させていただきます。</p> <p>今回の特定最賃の審議については、コロナ禍において経営環境が厳しい事業がある中にも関わらず、使用者側の皆様には真摯なご論議をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>昨年以上に厳しい交渉となりましたが、労使がお互いに譲れないギリギリのラインまで歩み寄って、4業種がそれぞれに「25円」の引上げで合意ができましたことを、大変嬉しく思っております。</p> <p>併せて、公益委員の先生方のご理解とご協力に、感謝申し上げます。</p> <p>今回の「25円」の引上げ額には、労使それぞれの思いもあると思いますが、この改定結果をしっかり受け止め、今後の事業の発展に繋げていくことが重要だと思っておりますので、引き続きの連携をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員の先生からも、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。それでは、私■■■■から。</p> <p>ただいま、労働者委員、■■■■委員からお話がありましたとおり、昨年に引き続き長引くコロナ禍の影響がございました。</p> <p>尚且つ、今年度は特に、半導体の入手問題や原材料の高騰など、昨年に増して、経営を取り巻く環境は、厳しさが増してございます。</p> <p>そんな状況ではございますが、特定最低賃金につきまして、労使それぞれがお互いの立場と置かれている環境を十分に説明し、議論をさせていただきました。</p> <p>その結果、労働者側委員の皆様のご理解もあり、歩み寄ることができたことに、心より感謝申し上げます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、公益委員の先生方は、いかがでしょうか。</p>

	【特になし】
会長	<p>その他の委員の先生方は、いかがでしょうか。 何かございましたら、お願いいたします。</p>
	【特になし】
会長	<p>ないようですので、次に進めさせていただきます。 その他について、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。今後の予定等につきまして、4点ご説明いたします。 1点目は、異議申出の締切日でございます。 本日、4業種の異議申出の公示を行います。 異議申出があった場合は、11月16日（火）の午前10時から、この会場において審議会を開催してご審議をいただく予定としておりますが、例年は異議の申出がないことから、審議会は開催しておりません。 つきましては、11月16日の審議会の開催の有無は、異議申出の締切日の11月12日（金）の午後6時頃にメールにてお知らせをさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。 なお、電話連絡をご希望される委員は、個別にお申し付けいただきますようお願いいたします。 2点目は、効力発生予定日でございます。 特定最低賃金の効力発生日は4業種同一日としております。異議の申出がなく、官報公示の手続きが順調に行われた場合、効力発生日は最短で12月29日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。 3点目でございます。 官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがあります。 その際には、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承をお願いいたします。 4点目でございます。 来年度の特定最低賃金の意向表明に係るご審議をいただく審議会につきまして、委員の皆様には、日程を確保いただきまして、</p>

	<p>誠にありがとうございました。</p> <p>特定最低賃金の意向表明に係る審議会は、令和4年3月11日（金）午前9時30分から、前橋市元総社町にございます群馬県市町村会館で開催させていただきたく予定でございます。</p> <p>したがいまして、改正の申出を行う業種につきましては、その意向について、来年2月上旬を目途に、労働局長あて文書でご提出をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ただいま、事務局から4点、ご説明がございました。</p> <p>1点目は、異議申出に係る審議会の開催についてです。</p> <p>例年は異議の申出がないことから開催しておりませんが、今年の場合は事務局からの連絡を確認していただき、異議申出があった場合には、委員の先生方に出席をお願いいたします。</p> <p>2点目は、発効予定日です。</p> <p>特定最低賃金の発行予定日は4業種同日としており、最短で12月29日になりますが、諸事情により官報公示がずれて遅れる場合もあるとのことです。</p> <p>3点目は、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われる場合の確認についてです。</p> <p>4点目は、来年度の特定最低賃金の意向表明に係る審議회를、3月11日午前9時30分から開催すること、このため、意向表明は2月上旬までをお願いしたいとのことです。</p> <p>以上4点につきまして、事務局提案のとおりでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>その他、事務局から何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。特にございません。</p>
会長	<p>では、委員の先生方、何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>意見等ないようです。</p>

それでは、以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。

これで、第 444 回最低賃金審議会を閉会といたします。  
ご審議、お疲れ様でした。